

『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次報告案)「脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネルギー性能の一層の向上について」(仮称)』に関する意見募集の開始について

令和 7 年 12 月 15 日

国土交通省

1. 趣旨

社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会では、我が国が 2050 年カーボンニュートラルの実現を掲げているところ、建築物のライフサイクルカーボン(建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じた CO2 等排出量)が我が国の CO2 排出量の少なくとも約 4 割を占めると推定され、建築物分野の脱炭素化が急務であることを踏まえ、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方」について審議を行い、この度、これまでの部会での議論を踏まえた『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次報告案)「脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネルギー性能の一層の向上について」(仮称)』がとりまとめられました。

つきましては、別添の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を募集いたします。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領(別添)のとおり実施します。

募集期間は、令和 7 年 12 月 15 日(月)から令和 8 年 1 月 5 日(月)までです。

4. 内容の公開

改正概要は、意見募集と同時に以下により公開します。

○電子政府の窓口(e-Gov)

○窓口(国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付)での配布

『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次報告案)「脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネルギー性能の一層の向上について」(仮称)』に関する意見募集要領

■意見募集対象

- ・『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次報告案)「脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネルギー性能の一層の向上について」(仮称)』(別紙)

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口(e-Gov)
- (2) 窓口での配布
国土交通省住宅局参事官(建築企画担当) 付
(東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

令和7年12月15日(月)～令和8年1月5日(月)
※郵送の場合は上記期限必着のこと。

■意見送付方法

意見提出フォーム又は意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局参事官(建築企画担当) 付までご意見を日本語にて送付して下さい。

(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) インターネットの場合 電子政府の総合窓口(e-Gov) 意見提出フォーム
- (2) 電子メールの場合 メールアドレス:hqt-shoene_contact@ki.mlit.go.jp
(電子メールの題名を「『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次報告案)』に関する意見」として下さい。)
- (3) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局参事官(建築企画担当) 付 パブリックコメント担当 宛 (「『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次報告案)』に関する意見」と明記して下さい。)

■注意事項

皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをご承知おき下さい。